

# 千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例

(平成4年3月26日 条例第2号)

改正 平成7年3月22日条例第2号

平成10年3月31日条例第1号

(目的)

**第1条** この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、千代田区議会議員及び区長の選挙（以下「議員及び区長の選挙」という。）における選挙公報の発行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(発行)

**第2条** 千代田区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を議員及び区長の選挙ごとに1回発行する。

(掲載の申請)

**第3条** 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、選挙期日の告示日に、文書で委員会に申請しなければならない。

(平10条例1・一改)

(品位の保持)

**第4条** 候補者は、前条の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報の品位を損なう文言を掲載してはならない。

(平10条例1・一改)

(掲載の方法)

**第5条** 委員会は、第3条の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 1の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 第3条の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(平7条例2・平10条例1・一改)

(配布)

**第6条** 選挙公報は、委員会が当該議員及び区長の選挙に用いる選挙人名簿に登

録された者の属する各世帯に対して、選挙期日の前日までに配布する。

- 2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに、新聞折り込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、千代田区役所、同出張所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講じることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(発行の中止)

**第7条** 法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続を中止する。

(平7条例2・一部改正)

(委任)

**第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成7年3月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成10年3月31日条例第1号)

- 1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千代田区議会議員及び区長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行の日の前日までに告示された選挙については、なお従前の例による。